

古賀市公募型補助金交付要綱

平成25年8月2日

告示第155号

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動登録団体（古賀市市民活動団体の登録に関する要綱（平成29年2月告示第19号）第5条に規定する登録団体をいう。第3条第1項において同じ。）等から地域の課題に関する公益的事業を公募し、当該事業に要する経費の一部につき公募型補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、課題の解決を支援し市民生活の向上を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、古賀市補助金交付規則（昭和46年規則第2号）の規定を適用する。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、市民活動登録団体とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体に該当するものは、補助金の交付対象としない。

- (1) 宗教的活動、政治的活動及び選挙運動を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の影響下にある団体
- (3) 国税及び地方税を滞納している団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、第2号の規定は、市長が特に認める場合については、この限りでない。

- (1) 団体が自ら企画し、かつ、実施するものであること。
- (2) 市内で実施されるものであること。
- (3) 営利を目的とするものでないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を目的とするものでないこと。

- (5) 国又は地方公共団体との共催により実施するものでないこと。
- (6) 当該事業の実施計画（事業効果予測を含む。）及びその収支計画が明確であること。
- (7) 同一事業（事業の目的及び内容又は性質が同様のものをいう。）について、過去に補助金を3回交付されていないこと。

2 同一団体において補助対象事業が複数ある場合、同一年度において補助金の申請の対象とできる補助対象事業は、当該団体において選択した単一の事業とする。
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業（前条第2項において選択された事業を含む。以下同じ。）の実施に要する当該年度の費用（団体の運営に必要な費用を除く。）のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の補助対象事業の実施に要する費用には、当該団体の運営費その他当該補助対象事業に直接関係しない費用を算入してはならない。

（補助金交付額等）

第6条 補助金交付額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じた額とし、予算の範囲内で、市長が決定するものとする。ただし、補助金交付額の上限額は、30万円とする。

2 補助金交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助対象事業の公募）

第7条 市長は、期間を定めて補助対象事業を公募するものとする。

2 市長は、前項の公募に関する条件その他の事項について募集要領を定め、これを公表するものとする。

（選考申請）

第8条 補助対象事業の公募に応募しようとする団体は、公募型補助金選考申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、指定の期日までに市長へ提出しなければならない。ただし、第8号に規定する書類については、団体を設立して1年に満たない場合に限る。

- (1) 定款、規約、会則その他これらに準じる書類
- (2) 公募型補助金応募団体概要書（様式第2号）
- (3) 公募型補助金事業企画書（様式第3号）
- (4) 公募型補助金事業資金収支計画書（様式第4号）

- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前年度における団体の事業報告書及び収支決算書
- (6) 団体の構成員名簿
- (7) 誓約書（様式第5号）
- (8) 設立趣旨書（様式第6号）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（事業の審査）

第9条 市長は、前条の規定による補助対象事業の応募があったときは、古賀市補助金審査委員会（古賀市補助金審査委員会条例（平成25年条例第4号）に規定するものをいう。以下「委員会」という。）に当該事業の審査を諮問し、答申を得るものとする。

（選考結果の通知等）

第10条 市長は、前条に規定する答申を参考に、補助対象事業の採択又は不採択を決定し、その結果を当該団体に公募型補助金選考結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知があったときは、それ以後に事情変更があった場合においても、当該通知による補助内示額を超えて補助金を交付しない。

（選考結果の公表）

第11条 市長は、前条により採択を決定したときは、採択した補助対象事業（以下「採択事業」という。）に係る団体の名称、代表者の氏名、事業の内容及び補助内示金額を市ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

（交付申請）

第12条 採択事業を実施する団体は、年度毎に、当該年度の事業開始までに、採択された内容に基づき、補助金の交付申請を行わなければならない。

（交付決定）

第13条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項において交付決定を行うときは、補助金の交付を受けた団体が事業の完了により相当の収益を生ずると認められる場合は、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付すものとする。

（実績報告）

第14条 補助金の交付決定を受けた団体は、当該年度の採択事業が完了したときには、次に掲げる書類に関係資料を添えて当該年度の採択事業が完了した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 公募型補助金事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 公募型補助金事業資金収支報告書（様式第9号）
- (3) 公募型補助金事業成果報告書（様式第10号）

2 市長は、前項の書類等を審査し補助金の額を確定したときは、当該団体に通知するとともに、その内容について委員会に報告するものとする。

3 委員会は、前項の報告を受け、採択事業の実績及び補助金の効果等について評価を行う。

（事業実績の公表）

第15条 市長は、前条の内容について、市ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

（補助金の交付時期）

第16条 補助金の交付は、年度ごとの事業完了後とする。ただし、市長が事業の性質上当該事業の完了前に交付することが適当と認めるときには、事業完了前に一括又は分割して交付することができる。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、団体が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、採択事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

（庶務）

第18条 この要綱に基づく補助対象事業の公募等に関する庶務は、総務部まちづくり推進課及び採択事業の担当課において処理する。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

科目	主な内容
賃金	事業の実施に伴い新たに臨時で雇用する者（当該事業を実施する団体の構成員を除く。）の賃金
報償費	講師謝礼等
旅費	事業に伴う事務連絡等（団体の構成員のみの会議・打合せを除く。）に要した交通費（ガソリン代を含む。）
需用費	消耗品費（1万円未満の物品）、印刷製本費、光熱水費等
役務費	通信運搬費、保険料等
委託料	看板作成料、会場設営料等
使用料及び賃借料	施設使用料、機器借上料等
原材料費	木材等の材料購入費
備品購入費	1万円以上の物品（事業に必要なものに限る。）